

農林水産分野における 生物多様性保全・利用対策

2 0 2 6 年 5 月

農林水産省

生物多様性保全について

生物多様性とは

- 生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性という3つのレベルでの多様性を定義。
- 私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、生き物や自然の恵み（生態系サービス）によって支えられている。

生物多様性とは

① 生態系の多様性

田園地域・里地里山、森林、藻場・干潟等、様々な自然環境に応じた生態系があること



② 種の多様性

動物や植物、土壌中の微生物に至るまで様々な生きものがあること



③ 遺伝子の多様性

同じ種でも模様や、病気への耐性など、個体ごとに違いがあること



(例) ゲンジボタルの発光周期の地域性の違い

生物多様性の恵み

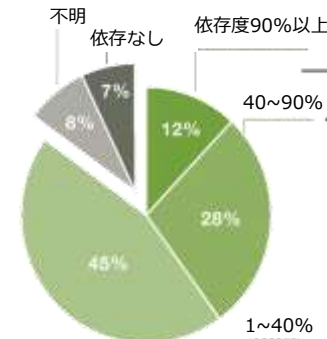
(生態系サービス)

人が生き物や自然から得ることのできる恵み（生態系サービス）は4つに分類される。

- 「供給サービス」 食料や水、木材、繊維、医薬品原料等の提供
- 「調整サービス」 水質浄化、気候調節、自然災害の防止・被害軽減、天敵の存在による病害虫の抑制
- 「文化的サービス」 自然景観、レクリエーションの場の提供
- 「基盤サービス」 土壌形成、光合成による酸素の供給

主要農産物における花粉媒介者への依存

世界の主要農作物（果物、野菜、コーヒー等）の85%が収量や品質の面で花粉を媒介する昆虫等に依存しており、花粉媒介者は世界全体の作物生産量の5~8%、市場価格に換算して年間2,350億ドル~5,770億ドルに直接寄与していると推計されている。



主要農産物の85%が花粉媒介者に依存

出典：Assessment Report on Pollinators, Pollination and Food Production (IPBES)を基に作成
注) 人間が直接食用とする果実または種子を生産する作物(107品目)が対象であり、自家受粉や栄養生殖をする作物等は含まれない。

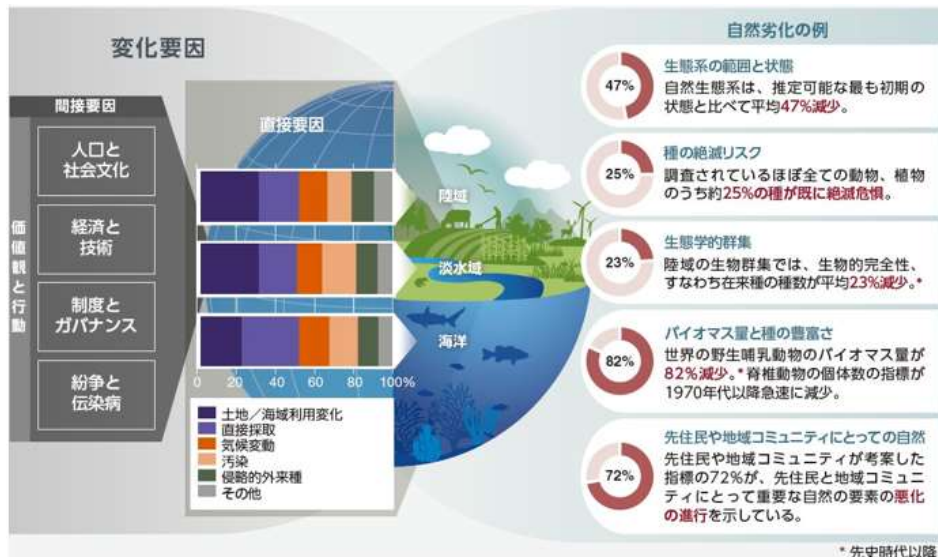
生物多様性に関する国際的評価（1）

- 自然がもたらすもの（NCP: Nature Contributions to People）は世界的に劣化し、自然変化を引き起こす要因は過去50年間に加速。社会変革が必要。
- 我々の経済が自然の内部に組み込まれていることを理解し、受け入れる必要。
- 外来種の侵入による全世界の年間経済的コスト（2019年）は4,230億米ドルを超えると推定。

◆ IPBES※地球規模報告書（2019年）

- 推計100万種の絶滅危機。種の絶滅速度は、過去1000万年間の平均の少なくとも数十倍から数百倍で、さらに加速。
- 直接的な要因（影響の大きい順）は、①陸域・海域の利用の変化、②生物の直接採取、③気候変動、④汚染、⑤侵略的外来種の侵入など
- 生物多様性の損失要因は、特定の開発行為等の個別の事象ではなく、社会・経済の問題。「社会変革(Transformative Change)」が必要。

※ 生物多様性等に関する動向の科学的評価等のため、2012年4月に設立された政府間組織。生物多様性版のIPCCとも呼ばれる。



◆ 生物多様性の経済学:ダスグプタ・レビュー（2021年）

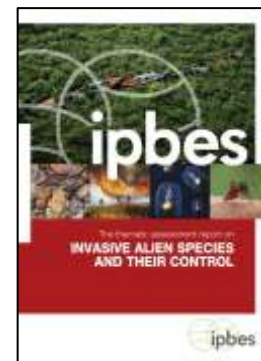
- 我々が依存する物や恵みに対する需要は、自然の供給力を大幅に上回る（1992～2014年の間に世界の1人あたりの生産資本は2倍、人的資本は約13%増加する一方、自然資本ストックは、40%近く減少。）
- 数十年間、人類は大いに繁栄してきたが、そのような繁栄を達成してきた方法こそが、自然に壊滅的な犠牲を強いてきた（世界が現在の生活水準を維持するためには、地球 1.6 個分が必要）。

◆ IPBES「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価」報告書（2023年）

- 侵略的外来種は世界で3,500種以上が記録されており、外来種の侵入※による全世界の年間経済的コスト（2019年）は4,230億米ドルを超えると推定される。

※ 意図的・非意図的を問わず、生物種を人為的に自然分布域外の新たな地域に移動・導入するプロセスを指す。

- 侵略的外来種とその悪影響は、効果的な管理によって予防・軽減することが可能であり、最も費用対効果の高い管理手法は、侵入予防及び早期対応の体制整備である。



生物多様性に関する国際的評価（2）

- 生物多様性の損失は続いており、今まで通り(business as usual)から脱却し、社会変革をもたらすこと、個別ではなく様々な行動分野を組み合わせた対応が求められている。
- 生物多様性の損失は生存基盤への脅威として、気候変動と連携して取り組むべき深刻な危機。

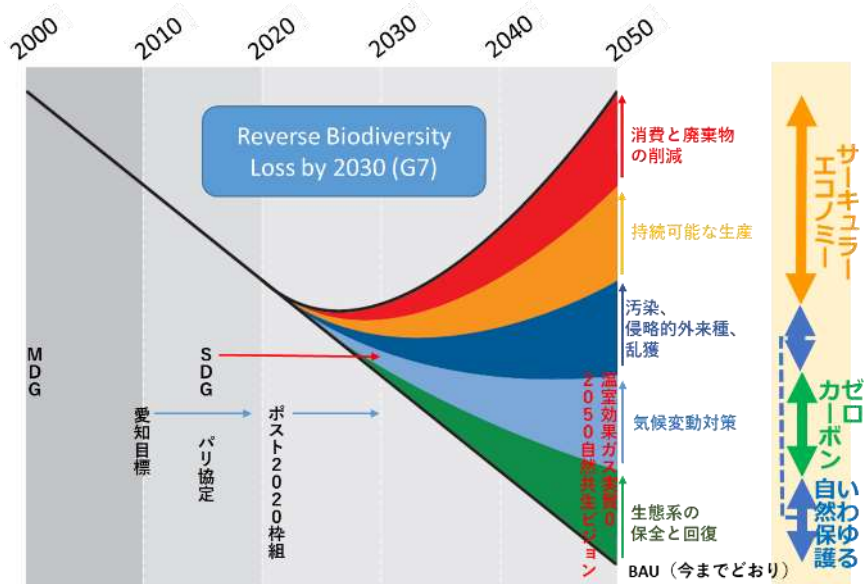
◆地球規模生物多様性概況第5版(GB05)(2020年)

- ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたが、**20の個別目標で完全に達成できたものはない。**
- 2050年ビジョン「自然との共生」達成には、「**今まで通り(business as usual)**」から脱却し、**社会変革が必要。** **食料生産・消費をはじめとする8分野**(土地と森林、淡水、海洋、農業、食料システム、都市とインフラ、気候変動、ワン・ヘルス)での移行が重要。

◆世界経済フォーラム報告書(2020年,2026年)

- **世界のGDPの半分(約44兆米ドル)は自然の損失によって潜在的に脅かされている。** The New Nature Economy Report (2020年)
- **今後10年間の最も重大なグローバルリスクとして、異常気象(1位)、生物多様性の喪失と生態系の崩壊(2位)、地球システムの危機的変化(3位)と上位を環境問題が占めた。**

Global Risks Report 2026



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

地球規模生物多様性概況第5版(GB05)(生物多様性条約事務局2020年9月)を一部改変

グローバルリスクの長期的な重要度ランキング



■環境 ■テクノロジー ■社会

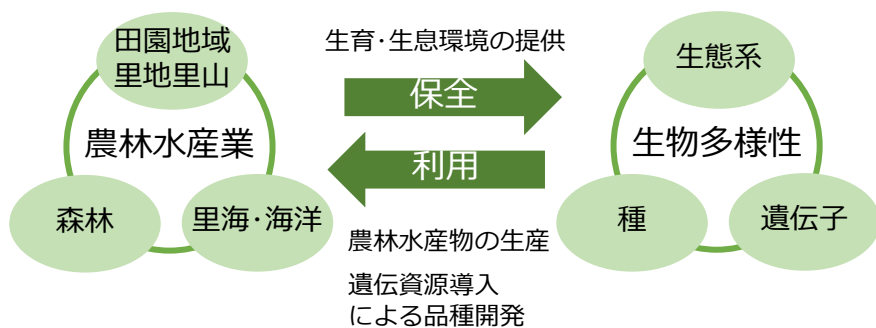
出展：世界経済フォーラム グローバルリスクレポート 2026

農林水産業における生物多様性

- 農林水産業は生物多様性からもたらされる自然の恵みを利用して行われる生産活動であるとともに、持続的な営みを通じて里地・里山・里海といった自然環境を形成し生物多様性保全に貢献。
- 我が国の生物多様性及び生態系サービスの損失・劣化の状態は、この50年間長期的に悪化傾向にあり、農林水産分野では、里地里山の管理・利用の縮小等による損失が指摘。

◆農林水産業と生物多様性の関係

農林水産業は、自然界の多様な生物が関わる循環機能を利用する生産活動であるとともに、環境に働きかけて、日本独自の農山漁村の風景や文化を創り出している。



◆生物多様性の損失

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書 (JB03)」(2021年3月)によれば、我が国の生物多様性及び生態系サービスの損失・劣化の状態は、この50年間長期的に悪化傾向にあり、それらの直接的な要因（生物多様性の4つの危機）の影響力も大きいまま推移している。

- ・第1の危機（人間活動や開発による危機）
- ・第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）
- ・第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）
- ・第4の危機（地球環境の変化による危機）

第2の危機には、里地里山の管理・利用の縮小および野生動物の直接的利用の減少が含まれている。

※ 生態系サービスとは
食料や水の供給、気候の安定など、自然（生物多様性）から得られる恵み。

（環境省：生物多様性と生態系サービスの経済的価値の評価より）
<https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/policy/valuation/service.html>

プラネタリー・バウンダリー

- 9つの環境要素のうち、7つが人間が安全に活動できる領域を超えている。地球システムに対する人為的な影響はシステム全体で考慮する必要。

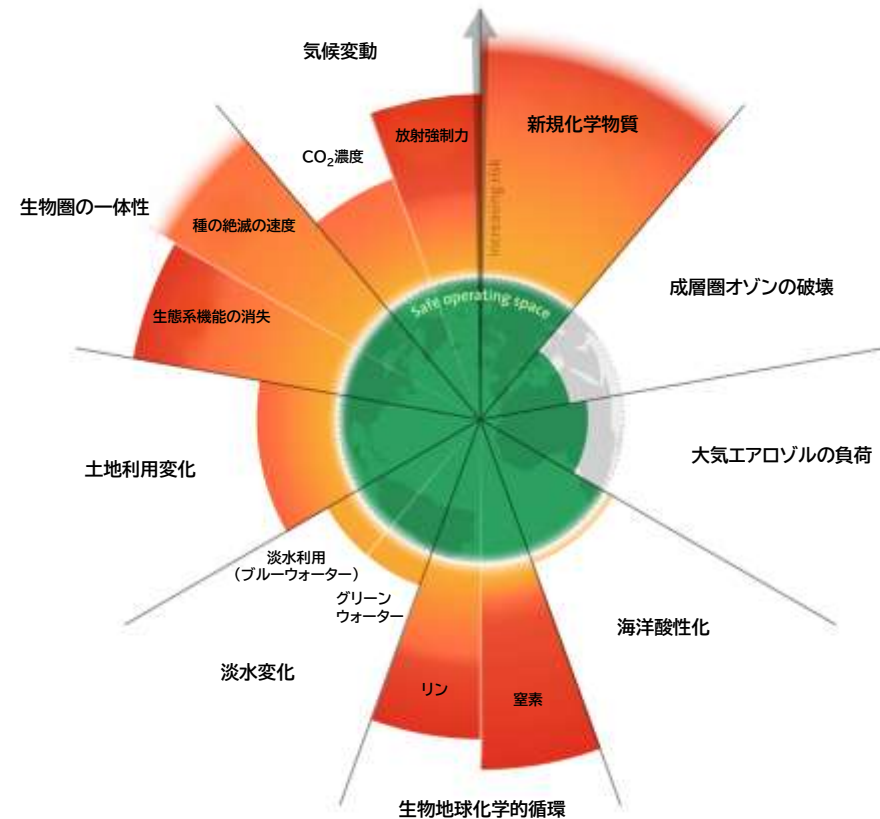
プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）

地球の変化の各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば、人間社会は発展し繁栄できるが、**境界を超えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされる。**

◆ スtockホルム・レジリエンス・センターによる報告（2025年）

- 2009年にストックホルム・レジリエンス・センターの研究者らが、気候変動、種の絶滅の速度と窒素の循環については、高リスクの領域にあると報告。
- 2023年に内容を更新し、初めて9つの領域全てを評価。2025年、9つの環境要素のうち、**気候変動、生物圏の一体性（種の絶滅の速度・生態系機能の消失）、生物地球化学的循環（窒素・リン）、土地利用の変化、淡水利用、新規化学物質汚染、海洋酸性化**の7つが人間が安全に活動できる領域を超えている。
- 気候変動と土地利用変化の環境要因が、異なるレベルで領域を超える地球システムモデルにおいて、**地球システムに対する人為的影響は、システム全体で考慮されなければならない。**

プラネタリーバウンダリーによる地球の現状



※ 緑色は人間が安全に活動できる範囲を示しており、7つの領域でその範囲を超えている

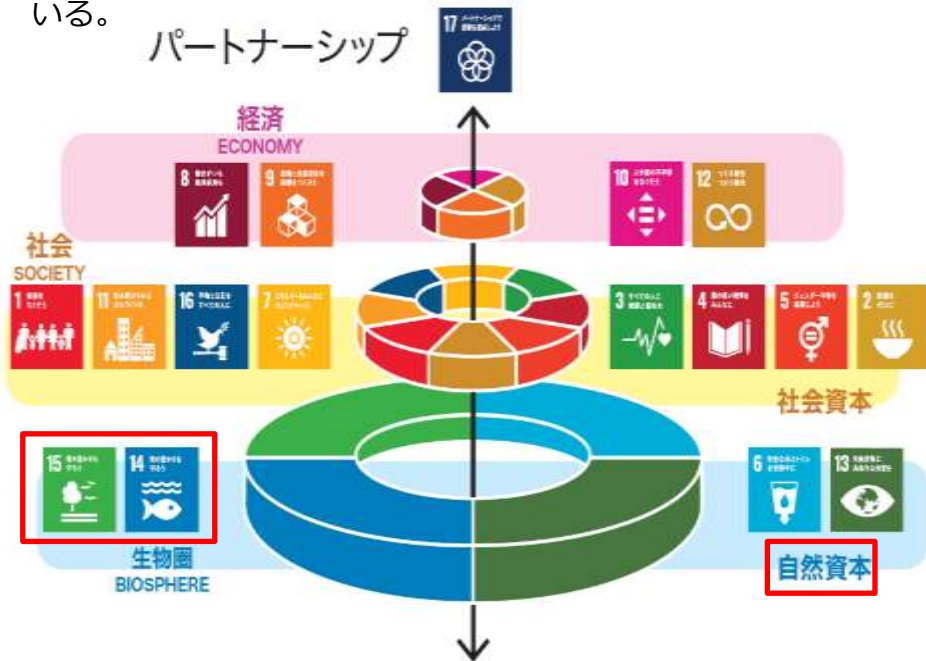
出典:"Azote for Stockholm Resilience Centre, based on analysis in Sakschewski and Caesar et al 2025"に加筆

SDGs、国連食料システムサミット

- SDGsにおいて、自然資本は他のゴールの土台となる。農林水産業は自然の恵みを楽しむとともに生物多様性と密接な関わりを持っている。
- 国連食料システムサミットでは、「環境に調和した農業の推進」をテーマの1つとして議論。

◆ SDGsにおける自然資本 (SDGsウエディングケーキ)

- SDGsの17ゴールを階層化したとき、自然資本は他のゴールの土台となる。自然資本から生み出される様々なものを活かすことで、私たちの社会は成り立っており、自然資本を持続可能なものにしなければ他のゴールの達成は望めない。
- 農林水産業は自然の恵みを楽しむとともに多様な生物の生育・生息地を提供する等、生物多様性と密接な関わりを持っている。

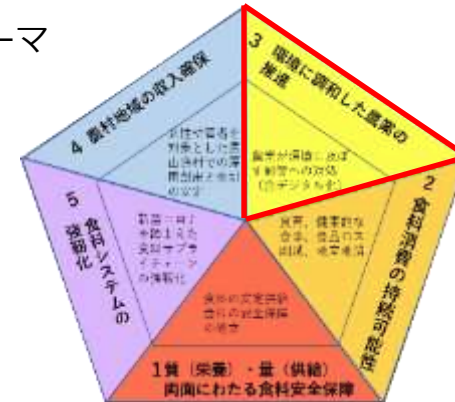


出典:Stockholm Resilience Centre
(illustrated by Johan Rockström and Pavan Sukhdev, 2016)に加筆

◆ 国連食料システムサミットにおける議論 (2021年)

- 食料システムの課題として5つのテーマが設定され、それぞれの課題をどのように解決していくべきかについて議論。
- 「環境に調和した農業の推進」では、食品の生産、加工、流通における環境資源の利用を最適化し、生物多様性の保全や温室効果ガスの排出削減等に取り組むことなどを議論。

■ 5つのテーマ



■ 農業が環境に与えるインパクト「環境に調和した農業の推進」の議論より

- 世界の温室効果ガス排出量のうち、農業・林業・その他土地利用の排出は世界の排出全体の1/4を占める。
 - 食料システムは、土地転換と生物多様性の損失の80%を占める。
 - 食料システムは、海洋漁業と淡水生態系の崩壊、淡水生態系と沿岸生態系の過剰な栄養素の流出と化学農業による汚染の80%、淡水消費の80%を占める。
- (出典: Herrero et al., 2020)

生物多様性と気候変動

- 2021年に開催された「生物多様性と気候変動に関するIPBES-IPCC合同ワークショップ」では、気候と生物多様性の間には複雑な相互作用があり、生物多様性は人や生態系が気候変動に適応する助けになること、また、気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが効果的な政策の鍵であるなどと報告。

キーメッセージ

- 地球上の気候と生物多様性の間には複雑な相互作用があり、人間社会に大きく影響する。
- 人間活動と気候変動の生物多様性への影響が増大、自然と自然の恵みを損なっている。（水産資源の枯渇、熱波、森林火災等）
- 気候変動影響と生物多様性の損失は、現代の生態系と人間社会への深刻な脅威。（生物の分布変化、森林炭素貯蔵の減少等）
- 気候変動緩和策には、生物多様性に貢献するものもあれば損なうものもある。
（例：マングローブ保全vs.バイオ燃料作物の大規模栽培）
- 生物多様性は、人や生態系が気候変動に適応する助けになる。生物多様性損失を防止、抑制または反転させる対策は気候変動適応に貢献する。
（30-50%の陸域・海域生態系の効果的な保全）
- 気候、生物多様性と人間社会を一体的なシステムとして扱うことが効果的な政策の鍵。都市や農山漁村地域での生物多様性保全と気候変動対策の統合が有効。
- 自然を活用した解決策は、気候変動適応と自然及び自然の恵みの間のコベネフィットを生む。
- 社会生態系におけるガバナンスの変革が、気候と生物多様性のレジリエンス（回復力）がある将来の発展経路を導く。

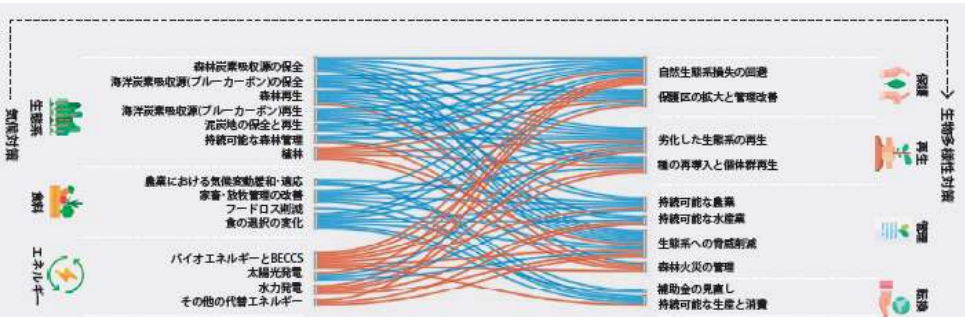


図2. 気候変動緩和策による生物多様性保全策への影響

青色の線は正の影響（相乗効果）、オレンジ色の線は悪影響（トレードオフ）を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある。

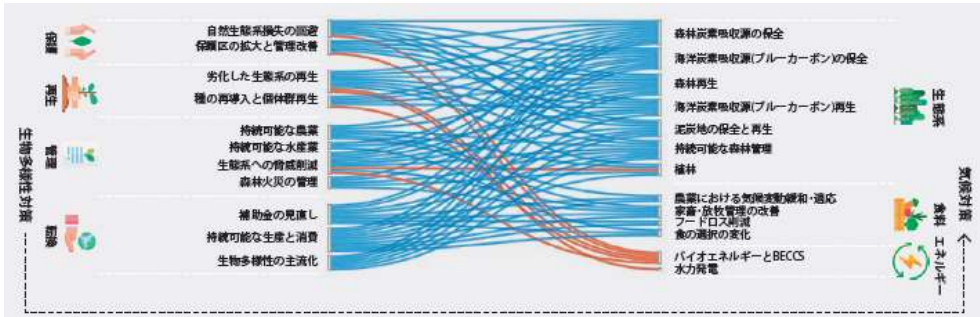


図3. 生物多様性保全策による気候変動緩和策への影響

青色の線は正の影響（相乗効果）、オレンジ色の線は悪影響（トレードオフ）を表す。ここに示す対策には未だ試験的又は構想段階のものも含まれ、従って今後の展開によって相互作用は変化する可能性がある。

生物多様性条約（CBD）について

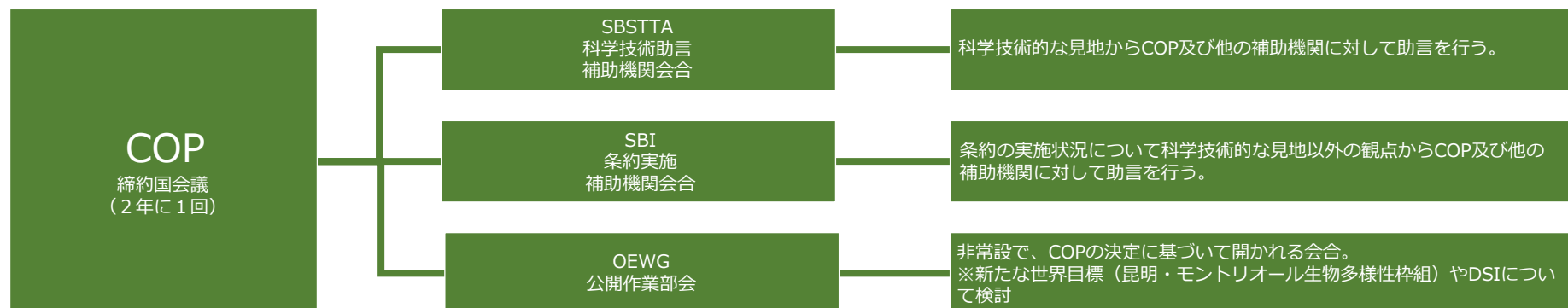
【生物多様性条約（CBD）とは】

1. 経緯：1992年採択（リオ地球サミット）
1993年締結・発効
2. 目的：①生物多様性の保全
②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分
3. 特徴：先進国の資金により、開発途上国の取組を支援する資金援助の仕組みと先進国の技術を開発途上国に提供する技術協力の仕組みがあり、経済的・技術的な理由から生物多様性の保全と持続可能な利用のための取組が十分でない開発途上国に対する支援が規定されている。

（第12条：研究及び訓練、第16条：技術の取得の機会及び移転、第18条：技術上及び科学上の協力、第20条：資金）

4. 締約国数：196ヶ国・地域（含EU、パレスチナ。米は未締結）
5. 事務局：カナダ（モントリオール）
事務局長（2024.7.1時点）：Ms. Astrid Schomaker（ドイツ）

【会議の構成】



【目的】 生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる

■事務局 ドイツ (ボン)

- ・ 2012年4月設立、独立した政府間組織として運営

■参加国 153カ国 (2026年2月時点)

■機能 知見生成、科学的評価、政策立案支援、能力開発の4つの機能を柱とする

■実施方法

- ・ アセスメントのテーマごとに公募で選出された世界レベルの自然科学者・社会学者等が、既存の論文等の知見を集約

■近年の主な評価報告書

- ・ 生物多様性、水、食料及び健康の間の相互関係に関するテーマ別評価報告書 (ネクサス評価) (2024年)
→ 生物多様性、水、食料、健康、気候変動の各要素のネクサス (相互作用) に関し、シナジー (相乗効果) とトレードオフ (相反作用) 等を評価。
- ・ 生物多様性の損失の根本的要因、変革の決定要因及び生物多様性2050ビジョン達成のためのオプションに関するテーマ別評価 (社会変革評価) (2024年)
→ 持続可能な世界に向けた社会変革を促進、加速、維持するために、実現可能な選択肢等を特定し、社会変革の決定要因等を評価。
- ・ ビジネスと生物多様性アセスメント (生物多様性及び自然の寄与に係るビジネスの影響と依存度に関する方法論的評価) (2026年)
→ ビジネスが生物多様性 (及び自然の寄与) にどの程度依存しているのか、またビジネスによる生物多様性への影響を分類した上で、こうした依存度と影響を測定する枠組や尺度、指標等を評価。

■現在実施中の評価

ビジネスと生物多様性評価、第2次地球規模評価、モニタリング評価



生物多様性条約におけるこれまでの締約国会議等の経緯



愛知目標の達成状況

<p>戦略目標A、生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処</p> <p>目標1：生物多様性の価値と行動の認識 目標2：生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合 目標3：有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用 目標4：持続可能な生産・消費計画の実施</p>	<p>戦略目標C、生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善</p> <p>目標11：陸域の17%、海域の10%を保護地域等により保全 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化</p>
<p>戦略目標B、直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進</p> <p>目標5：森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少 目標6：水産資源の持続的な漁獲 目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理 目標8：汚染を有害でない水準へ 目標9：侵略的外来種の制御・根絶 目標10：脆弱な生態系への悪影響の最小化</p>	<p>戦略目標D、生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化</p> <p>目標14：自然の恵みの提供・回復・保全 目標15：劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献 目標16：ABSに関する名古屋議定書の施行・運用</p>
<p>部分的に達成した目標：6（黄色囲み） 未達成の目標：14（赤囲み）</p>	<p>戦略目標E、参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化</p> <p>目標17：国家戦略の策定・実施 目標18：伝統的知識の尊重・統合 目標19：関連知識・科学技術の向上 目標20：資金を顕著に増加</p>

**2030年までに
生物多様性の損失を止め反転させる**

昆明・モントリオール生物多様性枠組の概要

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

ゴールA 保全

- 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
- 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

ゴールB 持続可能な利用

- 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化

ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分

- 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

ゴールD 実施手段の確保

- 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 陸域と海域のそれぞれ少なくとも30%を保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECS）により保全（30 by 30）
- 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 侵略的外来種（IAS）の導入率及び定着率を50%以上削減
- 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的・経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化
- 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民動員に統合することを確保
- ビジネス、特に大企業や金融機関等が生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
- 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 先住民及び地域社会、女性及び女児、こども及び若者障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 女性及び女児の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

昆明・モンリオール生物多様性枠組の指標概要

○ 2025年2月の生物多様性条約COP16再開会合において、昆明・モンリオール生物多様性枠組の進捗を測るためのモニタリング枠組（指標を含む）が決定。以下に記載のヘッドライン指標及び選択回答式指標については、2026年2月までに提出が求められている国別報告書で活用することとされている。

2050年ゴール

ゴールA 保全

- A1 生態系レッドリスト
- A2 自然生態系の広がり
- A3 レッドリストインデックス
- A4 遺伝的多様性を有する個体の割合

ゴールB 持続可能な利用

- B1 生態系サービス
- B^b 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)の計画策定数

ゴールC 遺伝資源へのアクセスと利益配分

- C1 金銭的利益
- C2 非金銭的利益
- 13^b 遺伝資源の利用及びデジタル配列情報(DSI)の利益配分メカニズムの法施策

ゴールD 実施手段の確保

- D1 国際公的資金援助
- D2 国内の公的資金
- D3 民間資金(国内外)

2030年ターゲット

1：空間計画の設定

- A1 (再掲), A2 (再掲)
- 1.1 空間計画の割合
- 1^b 参加型の計画策定

2：自然再生

- 2.1 再生面積

3：30by30

- 3.1 保護地域/保護地域以外で生物多様性保全に資する地域(OECM)面積割合

4：種・遺伝子の保全

- A3 (再掲), A4(再掲)

5：生物採取の適正化

- 5.1 魚類資源の割合
- 5^b 野生種取引の法施策

6：外来種対策

- 6.1 外来種の定着率
- 6^b 侵略的外来種(IAS)対策の法律/施策

7：汚染防止・削減

- 7.1 富栄養化指標
- 7.2 農薬環境濃度 及び/又は統合農薬使用量(リスクベース)

8：気候変動対策

- 8^b 気候変動対策政策

9：野生種の持続可能な利用

- 9.1 野生種からの利益
- 9.2 伝統的職業の割合
- 9^b 野生種からの利益の政策

10：農林漁業の持続的管理

- 10.1 持続可能な農地面積割合
- 10.2 持続可能な森林経営

11：自然の調節機能の活用

- B1 (再掲)

12：緑地親水空間の確保

- 12.1 都市の緑地割合
- 12^b 都市の生物多様性計画

13：遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

- C1 (再掲), C2 (再掲), 13^b (再掲)

14：生物多様性の主流化

- 14^b 自然資本の政策統合

15：ビジネスの影響評価・開示

- 15.1 開示企業数
- 15^b 民間企業への奨励政策

16：持続可能な消費

- 16^b 持続可能な消費の奨励政策

17：バイオセーフティー

- 17^b バイオ技術管理の取組

18：有害補助金の特定・見直し

- 18.1 有益なインセンティブ
- 18.2 廃止又は改革した有害インセンティブの額

19：資金の動員

- D1(再掲), D2(再掲), D3(再掲)

20：能力構築、技術移転

- 20^b 能力構築や技術移転の取組

21：知識へのアクセス強化

- 21.1 生物多様性観測情報

22：女性、若者及び先住民の参画

- 22.1 先住民の土地所有権
- 22^b 政策決定への社会全体アプローチ

23：ジェンダー平等の確保

- 23^b ジェンダー平等の法的施策

※「b」が付されているものは選択回答式指標（バイナリー指標）。定量的な指標によりターゲットの進捗を測ることが困難なターゲットについて、施策の取組状況を選択回答式で評価するもの。

生物多様性に係る国際的議論と日本の主な対応

- 1992年、特定の地域の生物種の保護等を目的とした従来の国際条約を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みとして生物多様性条約が採択された。
- 1995年、条約に基づき日本は生物多様性国家戦略を策定。それ以降、農業を生物多様性への正及び負の影響を持つものとしつつ、環境保全型農業や有機農業の推進等の施策を通じて生物多様性と農業の調和を進めている。
- 2000年以降、新たな技術、環境・社会問題を踏まえ、第10回締約国会議（COP10）で2020年目標（愛知目標）を決定。2021年と2022年に2部に分けて開催された第15回締約国会議（COP15）で2030年目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）が採択された。

国際的な議論の変遷

生物多様性の保全に関する議論の高まり（1980年代後半）

特定の地域の生物種の保護等を目的とする従来の国際条約を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論された。

生物の多様性に関する条約（1992年採択 1993年日本締結）

- ①生物多様性の保全
 - ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
 - ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- を目的とした条約。2022年時点で196の国と地域が加盟。

第10回締約国会議（2010）

戦略計画2011-2020（愛知目標）を採択。
海域の10%、陸域の17%の保全をはじめとする20の個別目標を設定。

第15回締約国会議（2021,2022）

愛知目標の達成状況等を踏まえ2030年目標（昆明・モントリオール生物多様性枠組）を採択。陸と海のそれぞれ30%以上を保護・保全（30by30目標）、環境中に流出する過剰な栄養素や化学物質等（農薬を含む。）による汚染のリスクの削減をはじめとする23の個別目標を設定。

第16回締約国会議（2024,2025）

昆明・モントリオール生物多様性枠組の23の個別目標の進捗をモニタリングするための指標群等が決定。

日本の主な対応

生物多様性国家戦略（1995）

- 生物の多様性に関する条約第6条に基づき各国が策定する基本計画。
- 本文において、**水田農業は生物多様性の保全に貢献する農法**であるとしつつ、**経済性を重視した化学肥料、化学農薬の不適切な利用、また、担い手の減少に伴う里山の荒廃による生物多様性への悪影響**を問題視。**環境保全型農業の推進を明記**。

生物多様性基本法（2008）

- 生物多様性の保全と利用に関する施策を進めるうえでの考え方が示され、農業関連では、**里山をはじめとする地域固有の生物多様性の保全、有機農業の推進、野生生物による農業被害対策**について記載。

生物多様性国家戦略2010（2010）

- 第10回締約国会議を踏まえ、目標年を明示した総合的・段階的な目標を初めて設定。
- **エコファーマーの認定件数やバイオマスの利活用率をはじめとする35の数値目標を設定**。

生物多様性地域連携促進法（2010）

- 生物多様性の保全のための活動の促進を目的とした法律。基本方針には、**農林漁業に係る生産活動と保全活動の調和への配慮**に関する記載が求められている。

生物多様性国家戦略2012-2020（2012）

- 国別目標（13目標）とその達成に向けた主要行動目標（48目標）、**陸域からの窒素・リン流入負荷量等、国別目標の達成状況を測るための指標（81指標）を設定**。

生物多様性国家戦略2023-2030（2023）

- 第15回締約国会議を踏まえ、**2030年までにネイチャーポジティブを実現**することを目標に掲げ、五つの基本戦略と状態／行動目標（40目標）を設定。
- 農林水産省においても、**2007年に策定した「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、国家戦略に施策を反映**。
- 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名でネイチャーポジティブ経済の実現に向けたビジョンや道筋を示した「**ネイチャーポジティブ経済移行戦略**」を策定。